



島根県報

令和4年8月9日（火）

第 335 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則 (砂 防 課) 2

【告 示】

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2

指定施業要件の変更予定保安林（2件） (") 3

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 4

【公 告】

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 (農 畜 産 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第68号）

1 規則の概要

- (1) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第2号関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第68号

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則（昭和44年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（様式第1号）」の次に「及び関係書類」を加える。

第4条中「するときは、」の次に「国土交通省の所管に係る事業にあつては」を、「（様式第2号）」の次に「及び関係書類を、農林水産省の所管に係る事業にあつては農林水産大臣が定める様式による国庫負担金変更交付申請書及び関係書類」を加える。

様式第1号及び様式第2号中「**国**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第558号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字宇賀字小宇賀1222、1226－1、1227・1228（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、
1228－1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第559号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第560号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第561号

令和4年島根県告示第269号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市国分町1969	新田 ミツエ

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）第3条第2項の規定により公告する。

令和4年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催場所

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

2 開催期間

令和4年11月17日（木）から同年12月15日（木）まで

3 受講定員

6名

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

(2) 実習

体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

6 受講資格

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会（講習に係る家畜の種類が牛のものに限る。）の課程を修了してその修業試験に合格した者

7 受講者の調整

(1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和4年9月29日（木）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を申し出ること。

(2) 受講希望者の数が受講定員を超えたときなどは、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合があること。

ア 家畜人工授精の実務経験の豊富な者で家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるものと認められるもの

イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜体内受精卵移植の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の発展に資すると認められるもの

(3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、8の受講手続をとること。

8 受講手続

(1) 提出書類

ア 家畜人工授精師養成講習会受講願書

イ 家畜人工授精に関する講習会に係る修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 受講手数料

32,000円に相当する島根県収入証紙を(1)のアの所定の欄に貼り付けること。

(3) 提出期限

令和4年10月13日（木）

(4) 提出方法

(1)に掲げる書類を、住所地を管轄する家畜保健衛生所に郵送又は持参すること。

9 受講者の決定

書面により願書提出者に通知する。

10 その他

(1) 受講についての問合せは、農林水産部農畜産課（0852-22-5137）又は住所地を管轄する家畜保健衛生所に行うこと。

(2) 開催場所又は開催期間は、新型コロナウイルス感染症の影響により変更する可能性があること。